

○鎌倉市下水道条例施行規則

昭和 46 年 6 月 17 日規則第 16 号

鎌倉市下水道条例施行規則をここに公布する。

鎌倉市下水道条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市下水道条例（昭和 46 年 6 月条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レベル 1 地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- (2) レベル 2 地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。
- (3) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。

ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

イ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

- (4) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(排水設備の固着箇所等)

第 2 条 条例第 3 条第 2 号の規則で定める箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除すべき排水設備は、公共ます等（条例第 3 条第 1 号に規定する公共ます等をいう。以下同じ。）のインバートの上流端の接続孔と下流端の管底高とに、くい違いが生じないように、かつ、公共ます等の内壁に突き出さないように取り付け、漏水を防止する措置を講ずること。
- (2) 雨水を排除すべき排水設備は、ます等の取付管の管底高以上の箇所に所定の穴をあけ、ます等の内壁に突き出さないように取り付け、漏水を防止する措置を講ずること。
- (3) 前 2 号により難い特別の事由があるときは、市長の指示を受けること。

2 公共ます等のうち汚水を排除するもの（以下「公共汚水ます等」という。）の設置位置は、設置しようとする土地の区域内で当該土地と道路との境界線に接する部分とする。ただし、工事の施工上の理由その他特別な理由があり、かつ、当該道路の管理者の承認等を得たときは、公共汚水ます等を道路の区域内に設置することができる。

(排水設備の構造基準)

第 3 条 条例第 3 条第 6 号の規則で定める構造基準は、次のとおりとする。

- (1) 水洗便所、台所、浴場、洗濯場等の宅地内の排水管へ直結する器具には、防臭装置を取り付けること。
- (2) 防臭装置の封水が、サイホン作用又は逆流によつて破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- (3) 台所、浴場、洗濯場その他固形物を含む汚水を排出する箇所には、固形物の流下を止めるために有効な目幅をもつたストレーナーを設けること。
- (4) 排水中に含まれる油脂、ガソリン、土砂、毛髪その他排水設備の機能を著しく妨げ、又は損傷す

るおそれのあるものを有効に阻止し、かつ分離することができる構造の阻集器を有効な位置に設置すること。

(5) 水洗便所に設置する便器及び附属器具は、洗浄、排水、封水等の機能を保持したものとすること。

(6) 排水管の内径が10センチメートル以下の場合にあつてはますの内径を15センチメートル以上とし、排水管の内径が10センチメートルを超える場合にあつてはますの内径を20センチメートル以上のもので、かつ、堅固で耐久性及び耐震性のある構造のものとすること。この場合において、排水管の内径が20センチメートルを超えるときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(7) 地階の排水又は低地の排水が、自然流下によつて直接公共下水道に排除できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排除すること。

(8) 宅地内の排水管の土かぶりは20センチメートル以上を標準とすること。ただし、これにより難しい場合で、必要な防護措置を施したときは、この限りでない。

(9) 私道内の排水管の土かぶりは80センチメートル以上、車両通行のない箇所については45センチメートル以上を標準とすること。ただし、これにより難しい場合で、必要な防護措置を施したときは、この限りでない。

(10) 便所(大便器を有するもの)の排水管と屋外の排水管との会合点に設ける汚水ますは、段差付(上下流落差3センチメートル)のものを使用すること。

(11) 給湯器、業務用冷蔵庫、エアコンドレイン、受水槽等からの排水は間接排水方式とし、汚水の排水管に流すものとすること。

(排水設備の確認申請)

第4条 条例第4条第1項の確認を受けようとする者は、排水設備新設等確認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、2人以上が共同して水洗便所の新設等を行おうとするときは、それらの者のうちから代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を表示した排水設備設計平面図(縮尺)3部

ア 排水設備を設置し、又は改築しようとする土地(以下「申請地」という。)付近の案内図(写図、住宅地図を参考にした場合は、平面図の左上に住宅地図等の名称、ページ及び座標を記入したもの)

イ 申請地の境界線

ウ 申請地付近の道路の配置

エ 申請地内にある建築物、台所、浴場、洗濯場、便所その他の汚水及び雨水を排除する施設の配置

オ 申請地付近の公共下水道又は私道内の私設管の配置

カ 他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備の配置

キ 管きよの配置、形状、寸法及びこう配(雨水は排水経路のみを水色で表示し、既設の排水設備及び雨水施設は破線で表示すること。)

ク 最終ます又はマンホールの配置、形状、寸法等

ケ 除害施設、排水ポンプ、防臭装置又は通気管を設けるときは、その配置

コ 2階以上の建築物の場合は、各階の配管系図

サ 申請地における水栓番号(申請時に建物が無い場合で過去に水道が引き込まれていたときは、旧水栓番号)

シ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(2) 私道内の私設管を設けるときは、縦断図面3部

(3) 排水ポンプを設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面3部

(4) 鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例(昭和46年6月条例第3号)第4条の規定による申請を

しようとするときは、当該申請書及び排水設備の工事設計書 3 部

(5) 阻集器を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面とその選定の根拠となる計算書 3 部

(6) 既設管を使用するときは、責任技術者が十分調査し、使用に耐えるものであることを証する書類 1 部

(7) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定により排水設備に係る申請があつたときは、その内容を審査し、排水設備新設等確認決定通知書（第 2 号様式）により当該申請を行つた者に通知するものとする。

（排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない事項）

第 5 条 条例第 4 条第 2 項ただし書に規定する排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない事項は、次に掲げるものとする。

(1) ますのふた若しくはマンホールのふたの据付又は取替え

(2) 防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕工事

（排水設備の新設等の完了の届出等）

第 6 条 条例第 6 条の規定による届出は、排水設備工事完了届書（第 3 号様式）により行うものとする。

2 条例第 6 条の検査は、書類又は現場の検査とする。

3 市長は、前項の検査の結果合格と認めたときは、章標（第 4 号様式）を交付する。

4 前項の章標の交付を受けた者は、門戸等の見やすい箇所にこれを掲示しなければならない。

（除害施設の設置等の特例）

第 7 条 条例第 8 条第 4 項に規定する規則で定める項目及び量は、次表に掲げるものとする。

項目	量
生物化学的酸素要求量	1 日最大排除量 300 立方メートル未満
浮遊物質	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1 日最大排除量 50 立方メートル未満
よう素消費量	

（除害施設の新設等の届出）

第 7 条の 2 条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により除害施設を設置しようとする者は、工事に着手する日の 60 日前までに除害施設新設等届書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は相当の理由があると認めたときは、当該期限を変更することができる。

(1) 方位、道路及び目標となる建物を表示した平面図

(2) 敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置、汚水を排除する箇所及び排水設備の位置並びに縮尺を表示した配置図

(3) 生産工程ごとの使用原材料の量、使用薬品量、使用水量用水源の種類及び汚水排除量を表示した生産工程図

(4) 次に掲げる事項を表示した除害施設の設計書

ア 排除する汚水の量と濃度の時間的変動

イ 処理目的、処理方法及び処理に係る計算書

ウ 発生汚泥等の処理及び処分の方法

エ 排水設備（上水、汚水、雨水等の系統図）及び除害施設の配置

オ 排除する汚水に係る処理工程図

(5) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する届出を行つた者は、当該届け出た事項を変更しようとするときは、同項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、市長が認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

3 市長は、第1項に規定する届出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該届出を行つた者に対し、除害施設新設等確認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

4 条例第8条の2第2項の規定による届出は、工事が完了した日から5日以内に、除害施設新設等工事完了届書（第7号様式）により行うものとする。

5 条例第8条の2第3項の規定による届出は、公共下水道を使用することになつた日から30日以内に、除害施設新設等届書により行うものとする。

6 条例第8条の2第4項の規定による届出は、休止し、又は廃止した日から30日以内に、除害施設休止・廃止届書（第8号様式）により行うものとする。

7 条例第8条の3又は第8条の4の規定による届出は、変更し、又は承継した日から30日以内に、除害施設氏名変更等届書（第9号様式）により行うものとする。

（水質管理責任者の選任の届出）

第7条の3 条例第8条の5の規定による届出は、選任後速やかに、水質管理責任者選任届書（第10号様式）により行うものとする。

2 条例第8条の5の規定により定める水質管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 除害施設等の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設等から排出する排出水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設等の破損その他の事故が発生した場合の処置に関すること。
- (4) 除害施設等に係る汚水を排出する施設の使用法その他の管理に関すること。

（水質の測定及び報告）

第7条の4 条例第9条に規定する水質の測定及び報告は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に定める検定の方法によること。
- (2) 水質の測定回数は、温度及び水質イオン濃度については排水の期間中1日1回以上とし、その他については排水の期間中1月1回以上とすること。
- (3) 除害施設等の排水口ごとに他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。
- (4) 水質の測定結果は、記録表により記録し、5年間保存すること。
- (5) 水質の測定結果について、市長から報告を求められたときは、速やかに行うこと。

（使用開始等の届出）

第8条 条例第11条第1項に規定する公共下水道の使用の開始等の届出は、公共下水道使用開始等届書（第11号様式）により行わなければならない。

（水道水以外の汚水量の算定）

第9条 条例第12条第2項第2号の規定による規則で定める算定は、使用者が設置する計測装置を使用して行うものとする。ただし、当該計測装置を設置しない場合については、次のとおりとする。

- (1) 水道水以外の水を家事のみに使用した場合における当該水道水以外の水の汚水量は、世帯の構成員が2人までは1月につき8立方メートルとし、当該構成員が1人増すごとにこれに4立方メートルを加えた量とする。
- (2) 水道水以外の水と水道水とを併用する場合で水道水以外の水を家事のみに使用したときにおける当該水道水以外の水の汚水量は、前号により算定した汚水量の1/2に相当する量とする。

(3) 水道水以外の水を家事以外に使用した場合における当該水道水以外の水の汚水量は、使用者の世帯人員、業態、揚水設備、水の使用状況等を考慮して算定する。

(汚水量の申告)

第10条 条例第12条第2項第3号の規定による申告は、汚水量申告書(第13号様式)により毎月3日までに行わなければならない。

(使用料の減免)

第11条 条例第15条第1項第3号の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 使用料の納付者が社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を営むとき。

(2) 使用料の納付者の属する世帯に神奈川県県営上水道条例施行規程(昭和29年企業管理規程第2号)第25条の2第1項各号に掲げる者がいるとき。

(3) その他市長が必要があると認めたとき。

2 使用料の免除の割合は、市長が別に定める。

(使用料の減免申請)

第12条 条例第15条第2項の規定による申請は、下水道使用料減免申請書(第14号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があつたときは、内容を審査し、その適否を決定し、下水道使用料減免決定通知書(第15号様式)により申請者に通知する。

(制限行為許可申請)

第13条 条例第16条第1項前段に規定する申請は、制限行為申請書(第16号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない図書は、次のとおりとする。

(1) 申請地から300メートル内外についての地名、地番、人家、公共物等を明記した案内図

(2) 設置する物件と公共下水道の施設との関係、方位及び縮尺を明記した平面図

(3) 地盤高、設置する物件と公共下水道との関係及び縮尺を明記した断面図

(4) 平面図、断面図及び縮尺を明記した物件の詳細図

(5) 道路及び水路敷との境界を明記した官民境界図

(6) 面積、計算書、三斜図、方位及び縮尺を明記した求積図

(7) 許可を受けようとする行為が隣接の土地又は建物の所有者に利害関係があると認められる場合は、それらの者の同意書

(8) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、制限行為決定通知書(第17号様式)を申請者に交付する。

(許可事項の変更申請)

第13条の2 条例第16条第1項後段に規定する申請は、公共下水道変更申請書(第18号様式)に前条第2号に掲げる図書のうち市長が指示するものを添付して行うものとする。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、公共下水道変更決定通知書(第19号様式)を申請者に交付する。

(工事の着手及び完了の届)

第14条 法第24条第1項の規定により許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは公共下水道工事着手届書(第20号様式)を、工事が完了したときは7日以内に公共下水道工事完了届書(第21号

様式)を市長に提出しなければならない。

(占有許可申請)

第15条 条例第19条第1項前段の許可を受けようとする者は、公共下水道占有申請書(第22号様式)に第13条第2項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、公共下水道占有決定通知書(第23号様式)を申請者に交付する。

3 第13条の2の規定は、条例第19条第1項後段の場合に準用する。

4 前条の規定は、占有に関する工事について準用する。

(暗きよ使用許可申請)

第15条の2 条例第29条第1項前段の許可を受けようとする者は、公共下水道暗きよ使用申請書(第23号様式の2)に第13条第2項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、公共下水道暗きよ使用決定通知書(第23号様式の3)を申請者に交付する。

3 第13条の2の規定は、条例第29条第1項後段の場合に準用する。

4 第14条の規定は、暗きよ使用に関する工事について準用する。

(継続許可申請)

第16条 条例第19条第1項又は条例第29条第1項の規定により許可を受けた者(以下「占有者等」という。)が、当該占有又は暗きよ使用の期間満了後引き続き許可を受けようとするときは、当該期間の満了する日の1月前までに、占有にあつては公共下水道占有継続申請書(第24号様式)、暗きよ使用にあつては公共下水道暗きよ使用継続申請書(第24号様式の2)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、占有にあつては公共下水道占有継続決定通知書(第25号様式)を、暗きよ使用にあつては公共下水道暗きよ使用継続決定通知書(第25号様式の2)を申請者に交付する。

(占有料等を徴収しない物件)

第17条 条例第22条第2号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 下水道等に下水を排除することを目的とする物件

(2) 道路に出入りするための橋(幅員3メートルまでを限度とし、1件に限る。)

(3) 前2号のほか、鎌倉市道路占有規則(平成12年3月規則第42号)第4条各号に掲げる物件

(占有料等を減免する物件等)

第18条 条例第24条(条例第34条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定めるものは、鎌倉市道路占有規則第5条各号に掲げる物件とする。

2 条例第24条の規定により占有料の減免を受けようとする者にあつては公共下水道占有料減免申請書(第26号様式)を、条例第34条の規定により暗きよ使用料の減免を受けようとする者にあつては公共下水道暗きよ使用料減免申請書(第26号様式の2)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、占有にあつては公共下水道占有料減免決定通知書(第27号様式)により、暗きよ使用にあつては公共下水道暗きよ使用料減免決定通知書(第27号様式の2)により申請者に通知する。

(届出義務)

第19条 占有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく公共下水道占有者等住所等変更届書(第28号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 占有者等が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 占有者等である法人が解散し、又は合併したとき。

(3) 相続による権利義務の承継があつたとき。

2 前項の場合において、市長が特に必要と認めるときは、その事実を証する書類を提出しなければならない。

(占用及び暗きよ使用廃止届)

第20条 条例第26条の規定による届出は公共下水道占用廃止届書(第29号様式)により、条例第34条の規定による届出は公共下水道暗きよ使用廃止届書(第29号様式の2)により行うものとする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第21条 条例第35条第3号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設(これらの施設を補完する施設を含む。)とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法(平成20年3月21日号外国土交通省告示第334号)により検定した場合における検出値によるものとする。

(耐震性能)

第22条 重要な排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

(1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損わないこと。

(2) レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

(地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)

第23条 条例第35条第5号に規定する規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案し

て、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(排水管の内径及び排水きよの断面積を定める数値)

第 24 条 条例第 36 条第 1 号に規定する規則で定める数値は、排水管の内径の数値にあつては 100 ミリメートル (自然流下によらない排水管にあつては、30 ミリメートル) とし、排水きよの断面積の数値にあつては 5,000 平方ミリメートルとする。

(処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

第 25 条 条例第 37 条第 2 号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

第 26 条 条例第 39 条第 6 号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

(公共下水道の工事又は維持)

第 27 条 条例第 41 条の承認を受けようとする者は、公共下水道工事等施行申請書 (第 30 号様式)、次の表に掲げる図書を添付して、同条に規定する工事又は維持 (以下「工事等」という。) をしようとする日の 20 日前までに提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
案内図	申請地より 300 メートル内外についての地名、地番、人家、公共物等
平面図 縮尺 1 / 300 ~ 1 / 500	(1) 既設排水施設の位置、構造の種別、大きさ及びこう配 (2) 新設排水施設の計画位置、構造の種別、大きさ、こう配及び延長 (3) 測点、B. M. の位置及び高さ、方位、主要地盤高、縮尺並びに放流先の名称
縦断面図 縮尺 縦 1 / 100 横 1 / 300 ~ 1 / 500	(開きよの場合) 測点、単距離、追加距離、地盤高 (左右両岸)、計画堤防高、河床高 (現況計画)、こう配、計画高水位、流入管きよの管径及び管底高並びに B. M. の位置及び高さ (暗きよの場合) 路線番号、管径、こう配、号線間距離、マンホール間距離、流速、流下量、流出量、土かぶり、管底高、在来地盤高、計画地盤高、追加距離、マンホールの種類並びに B. M. の位置及び高さ
横断面図 縮尺	地盤高、計画高、管きよ断面、測点及び測点間距離

1 / 50 ~ 1 / 100	
構造図 縮尺 1 / 10 ~ 1 / 50	(1) 施工する排水施設の詳細図 護岸、管きよ、床止工、マンホール、雨水ます、吐口等 (2) 材料、品質及び形状。工場製品を使用する場合は、その旨
官民境界図	道路及び水路敷境界査定図
現況写真	起点、中間点及び終点のもの
その他	協議書等

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、公共下水道工事等施行決定通知書（第 31 号様式）を申請者に交付する。

3 第 13 条の 2 及び第 14 条の規定は、工事等について準用する。この場合において、完了の届出に際しては次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 各完成図 第 1 項の表に掲げる図書

(2) 工事写真 構造物の基礎、配筋等完了検査時に確認不可能な箇所の完成写真

4 市長は、前項の規定により準用する第 14 条に規定する完了の届出があつたときは、遅滞なく検査をしなければならない。

(その他の事項)

第 28 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定及び第 16 条の規定中
使用料に関する部分の規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 47 年 3 月 31 日規則第 47 号）

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 49 年 10 月 22 日規則第 50 号）

この規則は、公布の日から施行し、第 7 条の 2 を加える規定、第 11 条の改正規定及び第 11 条の 2 を加える規定は、昭和 49 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 1 月 30 日規則第 61 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 51 年 3 月 26 日規則第 42 号）

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 51 年 10 月 1 日規則第 16 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 改正後の鎌倉市下水道条例施行規則第 4 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に確認の申請を行う者について適用し、同日前に確認の申請を行つた者については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この規則施行の際、改正前の鎌倉市下水道条例施行規則の規定に基づき作成されている様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

付 則（昭和 52 年 7 月 1 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 53 年 6 月 19 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 57 年 1 月 12 日規則第 22 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 57 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 2 条から第 4 条まで、第 6 条及び第 1 号様式から第 3 号様式の 2 までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日において、鎌倉市道路占用規則（昭和 57 年 1 月規則第 21 号）付則第 2 項の規定により、なおその効力を有するとされた鎌倉市市道及びその附属物占用並びに公有水面及び溝渠使用条例施行規則（昭和 31 年 3 月規則第 9 号）の規定により既になされている公有水面及び溝渠に係る許可又は申請は、改正後の鎌倉市下水道条例施行規則の規定による許可又は申請とみなす。

付 則（昭和 57 年 3 月 31 日規則第 46 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 59 年 4 月 13 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年 6 月 9 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 12 月 24 日規則第 19 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 9 月 28 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 11 年 6 月 30 日規則第 5 号）

この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 42 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 28 日規則第 29 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 3 月 6 日規則第 24 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 11 条の規定は、この規則の施行の日以後になされた使用料の免除に係る申請について適用し、同日前になされた使用料の免除に係る申請については、なお従前の例による。

付 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 32 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 46 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 27 日規則第 38 号）

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 7 月 1 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 28 日規則第 39 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 5 条の改正規定、様式の改正規定（第 30 号様式及び第 31 号様式の改正規定を除く。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の公布の際現に存する改正前の鎌倉市下水道条例施行規則の規定により作成されている様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成 28 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年 4 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。